

日本商工会議所が中小・小規模企業の皆様のために最新の施策・情報をお届けします。

このガイドブックは、中小企業庁が作成したものに情報を一部追加して作成したものです。

# 中小企業向け資金繰り支援等 ガイドブック

Ver.01

東日本大震災による災害の影響で、事業所、工場等の主要な事業用資産に、倒壊・火災等の直接的な被害を受けた事業者に加えて、間接的に被害を受けた事業者についても、ご利用できる制度があります。

## ■東日本大震災による災害に対する資金繰り支援策

**災害からの復旧に立ち上がる中小企業者を応援します！**

まずは被災中小企業の皆様が、被災現場の復旧作業や被災後の事業の立ち上げに注力していただけるような環境整備に万全を期します。

支援策の具体的内容は、各ページをご覧ください。

今後、施策内容の追加等の可能性もございますので、最新の施策内容については、各窓口(8ページ参照)にご確認ください。

## ■平成23年度の資金繰り支援策

セーフティネット対策、小規模企業や創業を支援する制度等により、資金繰りを応援します。

## ■1つの窓口で資金繰りなど幅広く相談ができる

「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施します。

**「中小企業電話相談ナビダイヤル」を活用下さい！**

**0570-064-350** (土日・祝日を含む9:00～17:30)

【最寄りの経済産業局 中小企業課につながります。】

平成23年4月6日  
日本商工会議所

# < 目 次 >

## ■ 東日本大震災による災害に対する資金繰り支援等 (災害による被害の有無)

	直接的に 被害を 受けた方	間接的に 被害を 受けた方	ページ
特別相談窓口の設置			1
被災中小企業者の既往債務の負担軽減			1
災害復旧貸付、危機対応業務			2
災害関係保証			3
小規模企業共済・中小企業倒産防止共済	(追加対策)	(傷病災害時 貸付等)	4
申告・納付等の期限の延長の措置			5

## ■ 平成 2 3 年度の資金繰り支援策 (災害による被害の有無)

	被害を 受けて いない方	直接的に 被害を 受けた方	間接的に 被害を 受けた方	ページ
セーフティネット貸付・ 危機対応業務				6
セーフティネット保証(5号)				7
マル経融資				7

- 資金繰り支援等のご相談窓口..... 8 ページ
- 失業給付制度・雇用調整助成金制度..... 9 ページ
- 中小企業金融円滑化法が、平成24年3月31日まで  
延長されました！ ..... 10 ページ
- 金融庁・財務局の東日本大震災への対応..... 11 ページ

## ■東日本大震災による災害に対する資金繰り支援策

### 1. 特別相談窓口・中小企業電話相談ナビダイヤルの設置

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会(公的金融機関)、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構支部、経済産業局等に「特別相談窓口」を設置しています。

また、1つの窓口で資金繰りなど幅広く相談ができる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施します。(土日・祝日を含む。)

**0 5 7 0 - 0 6 4 - 3 5 0** (9:00 ~ 17:30)

(最寄りの経済産業局等の中小企業課につながります。)

相談内容が具体的な融資や保証の場合は、公的金融機関にご相談下さい。( 8ページ参照)

今後、施策内容の追加等の可能性もございますので、最新の施策内容については、各制度の窓口に御確認下さい。

### 2. 被災中小企業者の既往債務の負担軽減 (日本公庫・商工中金・保証協会)

東日本大震災による被災中小企業者の資金繰りに重大な支障が生じないように、返済猶予など既往債務の条件変更に対応します。この点は、民間金融機関に対しては、金融庁・日本銀行から3月11日に要請済み、公的金融機関に対しては経済産業省から3月14日に要請済みです。

また、日本公庫・商工中金においては、被災後、返済期日が到来していても、返済猶予の申込みすら困難な状況が続くことが予想されるため、遅れて申込みをした場合でも、遡及して返済猶予に対応します。

さらに、被災中小企業者の実情に応じ、本人確認等の審査書類の簡素化、契約手続きの迅速化等を通じて、窓口における親身な対応、適時適切な貸し出し、柔軟な条件変更を行います。

(注) 審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

### 3. 災害復旧貸付(日本公庫・沖縄公庫)・危機対応業務(商工中金) <直接被害を受けた方、間接被害を受けた方の両方が対象>

#### 1. 制度概要

長期・低利の資金(設備資金、運転資金)を融資するものです。東日本大震災の被災中小企業者にご利用になれます。

#### 2. 制度内容

貸付限度額:日本公庫 中小事業 1.5億円、国民事業 3千万円  
(いずれも別枠)

商工中金 1.5億円(別枠)

貸付利率( ):日本公庫 中小事業 1.75%、国民事業 2.25%  
商工中金 1.75%

( )貸付期間5年以内の基準利率(平成23年3月12日現在)。  
利率は返済期間等の事情により変動。

#### 3. 特別措置の対象者

以下に該当する中小企業者等については、金利の特別措置(上記貸付利率 0.9%)が受けられます。(貸付後3年間、借入額のうち1千万円が上限。)

直接被害を受けた方:事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた方( 1)

間接被害を受けた方:被災事業者の事業活動に相当程度依存している等の要件を満たす方( 2)

1. 事後(融資実行後を含む)の提出でも可能ですが、原則として、市区町村等からの罹災証明書が必要です(写しで可)。
2. 直接の被害を受けた事業者(取引先)の罹災証明の写しが必要になります(罹災証明書の写しの入手が困難な場合、事後の提出を前提に申し込むことができます。写しの提出が困難な事情がございましたらお申し込み先にご相談ください。)  
直接の被害を受けた事業者との取引依存度が2割以上の中小企業者等であって、借入申込後3ヶ月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して4割以上減少すると見込まれる又は借入申込直前2ヶ月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して3割以上減少した方が対象です。  
被害証明申請書に必要事項を記載の上、お申し込み先にご提出ください。

#### 4. お申し込み先

日本公庫(沖縄県内では沖縄公庫の支店)又は商工中金の支店にお申し込み下さい。(→ 8ページ参照)

(注) 審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

## 4. 災害関係保証（保証協会） < 直接被害を受けた方が対象 >

### 1. 制度概要

金融機関から事業再建資金の借入を行う場合、保証協会が保証します。  
東日本大震災による災害により直接的に被害を受けた中小企業者がご利用になれます。

### 2. 制度内容

- 保証限度 無担保8千万円、最大2億8千万円
- ・ 一般保証と別枠。セーフティネット保証(7ページ参照)と同枠。
  - ・ 融資額の全額を保証。
  - ・ 8千万円を超える無担保保証にも柔軟に対応。
- 保証料率 各協会所定のため、各協会にお問い合わせください。
- 資金用途 事業再建資金
- 保証期間 個別に各保証協会とご相談ください。
- 保証人 原則不要(代表者保証は必要。)

### 3. 本制度の対象者

当該災害により、事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に、倒壊・火災等の直接的な被害を受けた中小企業者がご利用になれます。

原則として、被害を受けた事業所の所在地の市区町村等からの罹災証明書が必要です(写しで可)。

ただし、災害救助法適用地域(厚生労働省ホームページ参照)においては、申込者が激甚災害による被害を受けたものの、保証申込み時点で、市区町村等の罹災証明書の入手が困難な場合については、事後(保証申込や融資実行後を含む)に提出頂いて差し支えありません。

なお、上記の中小企業者であれば、被災した地域以外の保証協会でも利用可能です。例えば、本店所在地が大阪市の企業で、被災地にある工場等が直接的な被害を受けた場合には、大阪市信用保証協会を利用することが可能です。

### 4. お申し込み先

信用保証協会にお申し込みください。(→ 8ページ参照)

(注) 審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

## 5. 小規模企業共済・中小企業倒産防止共済

### < 直接被害を受けた方、間接被害を受けた方が対象 >

#### (1) 小規模企業共済制度

##### 傷病災害時貸付

本震災による被害のため、経営の安定に支障が出た場合に、納付した掛け金合計額の範囲内で事業資金を貸付

- ・貸付限度額 原則1,000万円
- ・貸付金利 0.9%
- ・償還期限 貸付額500万円以下 36か月、貸付額505万円以上 60か月
- ・償還方法 6か月ごとの元金均等割賦償還
- ・申込窓口 商工組合中央金庫の本支店
- ・受付期間 災害が発生した日から6か月以内

上記の傷病災害時貸付の追加対策(家屋の倒壊や消失埋没、流失、床上浸水等、直接被害に遭われたご契約者さまが対象)

- ・貸付限度額 2,000万円
- ・貸付金利 無利子
- ・償還期限 貸付額500万円以下 48か月、貸付額505万円以上 72か月
- ・償還方法 1年据置後、6か月ごとの元金均等割賦償還
- ・申込窓口 中小機構
- ・受付期間 災害が発生した日から(締切未定)

緊急経営安定貸付(1か月の売上高が前年同月に比して減少見込みのご契約者さまが対象)

- ・貸付限度額 1,000万円
- ・貸付金利 0.9%
- ・償還期限 貸付額500万円以下 36か月、貸付額505万円以上 60か月
- ・償還方法 6か月ごとの元金均等割賦償還
- ・申込窓口 中小機構
- ・受付期間 中小機構が要因を認めた日 から6か月以内

電力会社が行う計画停電や道路の途絶、資材等の流通難等による売上の減少

##### 掛金の納付期限の延長等

被災共済契約者に対し、掛金の納付期限を当面6カ月延長するとともに、契約者貸付の償還期間を当面12カ月延長することとし、延長期間に係る延滞利子を免除。

#### (2) 倒産防止共済制度

被災共済契約者に対し、掛金の納付期限について当面6カ月延長するとともに、貸付金の償還期限について当面6カ月延長することとし、延長期間に係る延滞利子を免除。

##### 【貸付に関するお問い合わせ先】

(独)中小企業基盤整備機構 小規模企業共済融資課 電話:03-3433-8811(代表)

##### 【共済制度に関するお問い合わせ】

(独)中小企業基盤整備機構 経営安定企画課 電話:03-5470-1540(ダイヤルイン)

## 6. 東日本大震災により多大な被害を受けた地域における申告・納付等の期限の延長の措置

### (1) 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の事業者の方

今般の地震が所得税・贈与税の申告・納付の期限(3月15日)が差し迫っている中で発生したことにかんがみ、当面の対応として、多大な被害を受けているとの報道がある上記の地域の納税者に対して、国税通則法第11条に基づき、国税に関する申告・納付等の期限の延長されております。

(注)対象地域については、今後被災の状況を踏まえて見直していくこととしています。

この地域に納税地を有する納税者につきましては、東日本大震災が起きた平成23年3月11日以後に到来する申告等の期限が、全ての税目について、自動的に延長されることとなります。

なお、申告等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしています。

### (2) 上記5県以外の事業者の方

上記5県以外の地域に納税地を有する納税者につきましても、今般の地震の影響により、下記 ~ のような事情が発生し、申告・納付等ができない方につきましては、申告・納付等の期限延長が認められます。

状況が落ち着いた後、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」に必要事項を記載し、税務署に提出してください。申告等と併せてこの申請書を提出していただくこともできます。ご不明な点は、所轄税務署にご相談ください。

今般発生した地震により納税者が家屋等に損害を受ける等の直接的な被災を受けたことにより申告等を行うことが困難

行方不明者の搜索活動、傷病者の救助活動などの緊急性を有する活動への対応が必要なことから申告等を行うことが困難

交通手段・通信手段の遮断や停電(計画停電を含む)などのライフラインの遮断により納税者又は関与税理士が申告等を行うことが困難

地震の影響による、納税者から預かった帳簿書類の滅失又は申告書作成に必要なデータの破損等の理由で、税理士が関与先納税者の申告等を行うことが困難

税務署における業務制限(計画停電を含む)により相談等を受けられないことから申告等を行うことが困難

なお、上記の事情に該当しない場合であっても、今般発生した地震の影響により申告・納付等ができない方につきましては、所轄税務署にご相談ください。

### 7. セーフティネット貸付(日本公庫・沖縄公庫)・危機対応業務(商工中金) < 直接被害を受けた方、間接被害を受けた方の両方が対象 >

#### 1. 対象者

社会的、経済的環境の変化により、一時的に売上や利益が減少する等、業況が悪化している事業者等

以下のいずれかの要件を満たし、かつ、「中長期的にみて業況が回復し、発展することが見込まれる」必要があります。

- イ) 最近の決算期における売上高が前期若しくは前々期に比して10%以上減少していること、又は最近3か月間の売上高が前年同期若しくは前々年同期を下回り、かつ今後も売上減少が見込まれること
  - ロ) 最近の決算期における純利益額又は売上高経常利益率が前期又は前々期に比し悪化していること
  - ハ) 最近の取引条件が回収条件の長期化又は支払条件の短縮化等により悪化していること
- 二) 社会的な要因(災害、事故、大型倒産、風評被害等)による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障をきたしていること又はきたすおそれのあること  
等

#### 2. 制度内容

以下の 〃 の措置については、更なる緩和措置が適用される場合がありますので、日本公庫(沖縄県内では沖縄公庫)にお問い合わせ下さい。

貸付限度額:

中小事業 7億2千万円、国民事業 一般貸付とは別枠で4,800万円  
商工中金 7億2千万円

貸付利率: 基準金利(5年以内(平成23年3月12日現在))

中小事業 1.75%、国民事業 2.25%

- 1: 特に業況が悪化している等の条件に合致する中小企業者に対しては、最大で0.5%の金利引下げ措置あり(日本公庫・沖縄公庫)
- 2: ただし、貸付利率が3.0%を超える場合には、金利減免措置あり(中小事業)

貸付期間:

運転資金 8年以内(据置期間3年以内)

設備資金 15年以内(据置期間3年以内)

#### 3. お申し込み先

日本公庫(沖縄県内では沖縄公庫の支店)又は商工中金の支店にお申し込み下さい。(→ 8ページ参照)

(注) 審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

## 8. セーフティネット保証(5号) <直接被害を受けた方、間接被害を受けた方の両方が対象>

### 1. 制度概要

#### 対象者

指定された業種( 1)に属し、売上高の減少等( 2)について、市区町村の認定を受けた中小企業

- 1:平成23年4月1日～9月30日については原則全業種である82業種が対象(農林水産業、金融業等は対象外)
- 2:基準(平成23年4月1日～9月30日については、以下イ)～ハ)のいずれかを満たす必要があります)
  - イ)最近3か月の売上高等が前年同期比5%以上減少
  - ロ)東北地方太平洋沖地震の発生後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比20%以上減少かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比20%以上減少が見込まれること
  - ハ)製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者

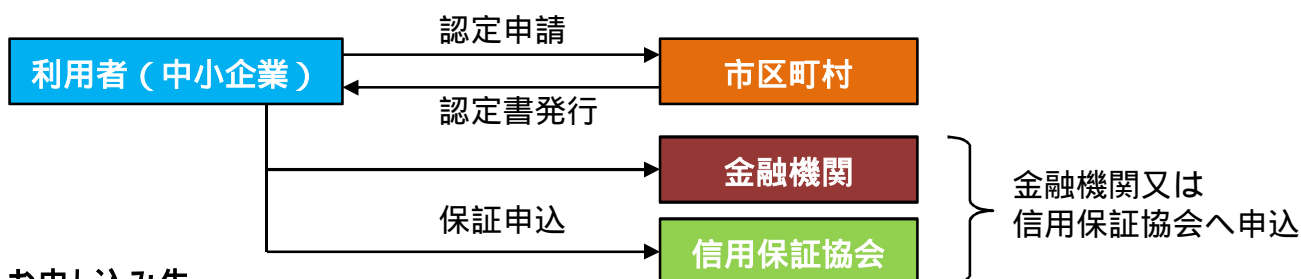
保証限度 無担保8千万円、最大2億8千万円

- ・一般保証と別枠。災害関係保証(3ページ参照)と同枠。
- ・融資額の全額を保証。

保証料率、保証期間 各信用保証協会にお問い合わせ下さい。

### 2. お申し込み手続の流れ

利用者の本店(個人事業主は主たる事業所)所在地の市区町村の商工担当の窓口にて認定申請(その事実を証明する書面等があれば添付)し、認定書の発行を受け、認定書を持参して、希望の金融機関又は信用保証協会に保証を申し込む必要があります。



### 3. お申し込み先

信用保証協会にお申し込みください。(→ 8ページ参照)

審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

## 9. マル経融資 <被害の有無は問いません>

### 1. 制度概要 ~ 小規模事業者の方が無担保・無保証で利用できる融資です ~

小規模事業者の方へ迅速な復興資金の供給を行う観点から、提出書類の簡素化等を行っていますので、まずはお気軽にご相談ください。

対象資金 運転資金、設備資金 貸付限度額 1,500万円

貸付期間 運転資金7年以内(据置期間1年以内)、設備資金10年以内(据置期間2年以内)

貸付利率 1.95%(基準金利 - 0.3%)(平成23年4月1日現在)

### 2. お申し込み先

最寄りの商工会議所、商工会・都道府県商工会連合会

### 3. ご利用いただける方( )

- ・小規模事業者(常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)の法人・個人事業主)
- ・商工会議所、商工会の経営指導員による経営指導を受けているなどの要件を満たしている方

# その他の資金繰り支援の疑問についてお答えします

Q1.業況が厳しいので今借りている資金の月々の返済を減らしたいのですが...

A1.日本公庫、沖縄公庫、商工中金、信用保証協会では借り入れをされている方からの「貸付条件の変更」や「借換え」などのご相談に積極的に応じています。まずはこれらの機関にご相談下さい。

Q2.うちのような従業員も20人以下の小規模な会社に有利な制度があるって本当？

A2.【保証】市区町村の認定手続きが不要な「小規模企業向けの小口保証制度」(100%保証)があります。従業員20人(商業又はサービス業は5人)以下の小規模企業の方は、保証協会の利用残高が1250万円まで利用できます。

【融資】商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模企業の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用頂ける「マル経融資制度」があります。

Q3.創業したいと思っていますが、融資が受けられなくて...

A3.【保証】これから創業する方や創業から5年未満の方を対象とした「創業保証制度」(100%保証)を用意しています。

【融資】日本公庫、沖縄公庫では、これから創業する方や創業後税務申告を2期終えていない方を対象に無担保・無保証人の「新創業融資制度」を用意しています。

Q4.他に資金繰り支援策って無いの？

A4.以下のような制度があります。

【保証】金融機関からの借入額の80%まで保証する制度(保証協会)

【融資】海外展開を行う中小企業の方を対象とする制度(日本公庫)

## 資金繰り支援等のご相談窓口

### 【経営相談】

最寄りの商工会議所へ  
(ご不明の場合、都道府県庁所在地商  
工会議所(連絡先は前頁)にお問い合わせ  
ください)

日本商工会議所 03-3283-7823

### 【融資】

(株)日本政策金融公庫 0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 098-941-1795

(株)商工組合中央金庫 0120-079-366

### 【経済産業局等】

中小企業電話相談ナビダイヤル

0570-064-350 (9:00~17:30)

最寄りの経済産業局等の中小企業課に  
つながります。

### 【中小企業庁】

金融課 03-3501-2876

### 【保証】

### 信用保証協会

協会名	電話番号
北海道信用保証協会	011-241-5554
青森県信用保証協会	017-723-1351
岩手県信用保証協会	019-654-1500
宮城県信用保証協会	022-225-6491
秋田県信用保証協会	018-863-9011
山形県信用保証協会	023-647-2245
福島県信用保証協会	024-526-2331
茨城県信用保証協会	029-224-7811
栃木県信用保証協会	028-635-2121
群馬県信用保証協会	027-231-8816
埼玉県信用保証協会	048-647-4711
千葉県信用保証協会	043-221-8181
東京信用保証協会	03-3272-2251
神奈川県信用保証協会	045-681-7172
横浜市信用保証協会	045-662-6621
川崎市信用保証協会	044-211-0503
新潟県信用保証協会	025-267-1311
山梨県信用保証協会	055-235-9700
長野県信用保証協会	026-234-7288
静岡県信用保証協会	054-252-2120
愛知県信用保証協会	052-454-0500
名古屋市信用保証協会	052-212-3011
岐阜県信用保証協会	058-276-8123
岐阜市信用保証協会	058-267-4553
三重県信用保証協会	059-229-6021
富山県信用保証協会	076-423-3171

協会名	電話番号
石川県信用保証協会	076-222-1511
福井県信用保証協会	0776-33-1800
滋賀県信用保証協会	077-511-1300
京都信用保証協会	075-314-7221
大阪府中小企業信用保証協会	06-6244-7121
大阪市信用保証協会	06-6260-1700
兵庫県信用保証協会	078-393-3900
奈良県信用保証協会	0742-33-0551
和歌山県信用保証協会	073-423-2255
鳥取県信用保証協会	0857-26-6631
島根県信用保証協会	0852-21-0561
岡山県信用保証協会	086-243-1121
広島県信用保証協会	082-228-5500
山口県信用保証協会	083-921-3090
香川県信用保証協会	087-851-0061
徳島県信用保証協会	088-622-0217
高知県信用保証協会	088-823-3261
愛媛県信用保証協会	089-931-2111
福岡県信用保証協会	092-415-2600
佐賀県信用保証協会	0952-24-4340
長崎県信用保証協会	095-822-9171
熊本県信用保証協会	096-375-2000
大分県信用保証協会	097-532-8336
宮崎県信用保証協会	0985-24-8251
鹿児島県信用保証協会	099-223-0273
沖縄県信用保証協会	098-863-5302

# 失業給付制度・雇用調整助成金制度

## 東日本大震災の直接的な被害を受けた場合

### 失業給付制度の活用

震災による事業所の損壊や、福島原子力発電所の影響による避難指示地域及び屋内退避指示地域に事業所が位置することにより事業所が休止になり休業を余儀なくされた場合、激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例により、賃金を受けることのできない労働者は、離職していなくても、失業給付を受けることができます。

## 震災に伴う経済上の理由により休業を余儀なくされた場合

### 雇用調整助成金制度の活用

雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金を含む。)は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業等に係る休業手当相当額等の一部(中小企業で原則8割)を助成する制度です。

本助成金は、東日本大震災に伴う「経済上の理由」(下記の活用事例を参照)で事業活動が縮小した場合についても利用することができます。

**東日本大震災**の直接的な被害(震災による設備損壊、津波による事業所の流失等)による事業活動の縮小については、「経済上の理由」に該当しないため、本助成金の対象になりません。失業給付制度をご活用ください。

#### 【雇用調整助成金制度の具体的な活用事例】

交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客が無い等のため事業活動が縮小した場合。

事業所、設備等の修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり生産量が減少した場合。

避難指示など法令上の制限が解除された後においても、風評被害により観光客が減少したり、農産物の売り上げが減少した場合。

計画停電の実施を受けて、事業活動が縮小した場合。

既に雇用調整助成金を利用している事業主の方が、**東日本大震災**の被害の影響を受け休業を行う場合にも、助成対象になります。

以上のケースに当てはまらない場合や、制度の詳細については、労働局又はハローワークにご相談ください。

## 中小企業金融円滑化法が、 平成24年3月31日まで延長されました！

金融機関は、引き続き、中小企業や住宅ローンの借り手の申し込みに対し、できる限り、条件変更等を行うよう努めます。

東日本大震災の影響を直接・間接に受けられた方々におかれましても、中小企業金融円滑化法をご活用下さい。



### 金融機関による コンサルティング機能の発揮について

金融機関には、

- ①取引先の経営課題の把握、分析
  - ②経営課題の解決策の提案、経営再建計画の策定支援
  - ③解決策の実行、継続的なモニタリング、経営相談等
- といった、「コンサルティング機能」を発揮して、中小企業の経営支援を行うよう求めています。



### 貸出条件緩和債権（不良債権）について

中小企業が、条件変更等を行う際、経営再建計画等がなくても、最長1年以内に計画等を策定できる見込みがあれば、今後も不良債権となりません。

また、東日本大震災の影響により、直ちに計画を策定できない場合の特例も講じています。

### 【東日本大震災への対応】

同震災の影響を直接・間接に受けておられる方々のお問合せ先として金融庁・財務局に専用相談窓口等を設置しております。詳細は裏面をご参照下さい。

内容に関するお問合せ先：金融庁 03-3506-6000（代表）

## 【金融庁・財務局の東日本大震災への対応】

政府は、東日本大震災で、被災された中小企業等の皆様のため、金融機関に対し、以下の要請を行っておりますので、まずは、お取引先金融機関にご相談下さい。

今回の災害の影響を直接、間接に受けている中小企業の借入金の返済猶予等やつなぎ資金等の借入の申込みについて、できる限り応じること。

借入申込み時の提出書類等も必要最小限のものとする事。

災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡りとしないうこと。

(注)手形には「災害による」旨の記載をした「不渡付箋」が貼られますが、手形交換所規則に基づく不渡処分(不渡報告への掲載及び取引停止処分)は猶予されません。

金融庁・東北財務局等において、以下の「相談窓口」等を設置しております。

金融庁の金融利用者相談サービス室： 0570 - 016811  
(受付:月～金(祝日を除く))午前10時～午後4時  
IP電話・PHSからは03 - 5251 - 6811におかけください。

東北財務局の金融相談窓口： 022 - 721 - 7078  
(受付:月～金(祝日を除く))午前9時～午後5時45分)

### 各財務事務所の相談窓口

(受付:月～金(祝日を除く))午前8時半～午後5時15分)

- ・青森財務事務所 理財課:017 - 722 - 1463(直通)
- ・盛岡財務事務所 理財課:019 - 625 - 3353(直通)
- ・秋田財務事務所 理財課:018 - 862 - 4139(直通)
- ・山形財務事務所 理財課:023 - 641 - 5178(直通)
- ・福島財務事務所 理財課:024 - 535 - 0303(直通)
- ・水戸財務事務所 理財課:029 - 221 - 3188(代表)

上記の電話番号につながらない場合には、以下にご連絡下さい。

東北財務局代表電話:022 - 263 - 1111(内3075)

# ご相談のお申込み・お問い合わせは...**最寄りの商工会議所**まで

(ご不明の場合は、下記の都道府県庁所在地商工会議所にお問い合わせください)

都道府県庁所在地 商工会議所名	住 所	電話番号
札幌商工会議所	北海道札幌市中央区北1条西2丁目	011-231-1076
青森商工会議所	青森県青森市橋本2-2-17	017-734-1311
盛岡商工会議所	岩手県盛岡市清水町14-12	019-624-5880
仙台商工会議所	宮城県仙台市青葉区本町2-16-12	022-265-8181
秋田商工会議所	秋田県秋田市旭北錦町1-47	018-863-4141
山形商工会議所	山形県山形市七日町3-1-9	023-622-4666
福島商工会議所	福島県福島市三河南町1-20コラッセふくしま8階	024-536-5511
新潟商工会議所	新潟県新潟市中央区万代島5-1万代島ビル7階	025-290-4411
富山商工会議所	富山県富山市総曲輪2-1-3	076-423-1111
金沢商工会議所	石川県金沢市尾山町9-13	076-263-1151
長野商工会議所	長野県長野市七瀬中町276	026-227-2428
水戸商工会議所	茨城県水戸市桜川2-2-35茨城県産業会館3階	029-224-3315
宇都宮商工会議所	栃木県宇都宮市中央3-1-4	028-637-3131
前橋商工会議所	群馬県前橋市日吉町1-8-1	027-234-5111
さいたま商工会議所	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-17-15	048-838-7700
千葉商工会議所	千葉県千葉市中央区中央2-5-1千葉中央ツインビル2号館13階	043-227-4101
東京商工会議所	東京都千代田区丸の内3-2-2	03-3283-7500
横浜商工会議所	神奈川県横浜市中区山下町2産業貿易センタービル8F	045-671-7400
甲府商工会議所	山梨県甲府市相生2-2-17	055-233-2241
静岡商工会議所	静岡県静岡市葵区黒金町20-8	054-253-5111
岐阜商工会議所	岐阜県岐阜市神田町2-2	058-264-2131
名古屋商工会議所	愛知県名古屋市中区栄2-10-19	052-223-5611
津商工会議所	三重県津市丸之内29-14	059-228-9141
福井商工会議所	福井県福井市西木田2-8-1	0776-36-8111

都道府県庁所在地 商工会議所名	住 所	電話番号
大津商工会議所	滋賀県大津市打出浜2-1「コロボしが」21,9階	077-511-1500
京都商工会議所	京都府京都市中京区烏丸通夷川上ル	075-212-6400
大阪商工会議所	大阪府大阪市中央区本町橋2-8	06-6944-6211
神戸商工会議所	兵庫県神戸市中央区港島中町6-1	078-303-5801
奈良商工会議所	奈良県奈良市登大路町36-2	0742-26-6222
和歌山商工会議所	和歌山県和歌山市西汀丁36	073-422-1111
鳥取商工会議所	鳥取県鳥取市本町3-201 鳥取産業会館・鳥取商工会議所ビル4F	0857-26-6666
松江商工会議所	島根県松江市母衣町55-4	0852-23-1616
岡山商工会議所	岡山県岡山市北区厚生町3-1-15	086-232-2260
広島商工会議所	広島県広島市中区基町5-44	082-222-6610
山口商工会議所	山口県山口市中市町1-10	083-925-2300
徳島商工会議所	徳島県徳島市西新町2-5徳島経済センター3階	088-653-3211
高松商工会議所	香川県高松市番町2-2-2	087-825-3500
松山商工会議所	愛媛県松山市大手町2-5-7	089-941-4111
高知商工会議所	高知県高知市本町1-6-24	088-875-1177
福岡商工会議所	福岡県福岡市博多区博多駅前2-9-28	092-441-1110
佐賀商工会議所	佐賀県佐賀市松原1-2-35	0952-24-5155
長崎商工会議所	長崎県長崎市桜町4-1	095-822-0111
熊本商工会議所	熊本県熊本市横紺屋町10	096-354-6688
大分商工会議所	大分県大分市長浜町3-15-19大分商工会議所ビル	097-536-3131
宮崎商工会議所	宮崎県宮崎市橋通東1-8-11	0985-22-2161
鹿児島商工会議所	鹿児島県鹿児島市東千石町1-38鹿児島商工会議所ビル13・14階	099-225-9500
那覇商工会議所	沖縄県那覇市久米2-2-10	098-868-3758
日本商工会議所	東京都千代田区丸の内3-2-2	03-3283-7823